

土地の境界に関する

無料

# 境界問題相談会

土地の境界が

分からない！！

隣地との

境界トラブル！！！！

いったいどこに、誰に、相談すれば良いの？

『みやぎ境界紛争解決支援センター』の後援により、境界等に関する問題について無料相談会を開催します。

開催日 平成 28 年 2 月 6 日(土曜日)

10 : 00 ~ 15 : 00

会場 仙台北法務局 6 階第 1 会議室

(仙台市青葉区春日町 7 番 25 号 仙台第 3 法務総合庁舎)

※ **予約優先** 事前予約ができます。(予約の方を優先に対応いたします。)

※ 当日、駐車場は利用できませんので、公共交通機関等を御利用ください。

- ▶ 筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部の専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。
- ▶ みやぎ境界紛争解決支援センターは、境界問題に関する紛争につき、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で、簡易な手続きで、迅速、公正、柔軟な解決を図ることを目的に設立した裁判外紛争解決機関(ADR)です。

お問い合わせ(事前予約先)

・仙台北法務局筆界特定室 022-225-5752 (平日 8:30 ~ 17:15)

※開催日当日のお問い合わせ

・仙台北法務局筆界特定室 090-4044-2668 (当日 10:00~15:00)

〔主催：仙台北法務局、後援：みやぎ境界紛争解決支援センター〕